

平成28年度 第二回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日時 : 平成29年2月15日(水) 午前10時00分～午前11時30分
場所 : 大山崎町役場3階 防災会議室
出席者 : 委員＝宇野委員、権藤委員、志部委員
事務局＝本部政策総務課長、中村管財係リーダー、宮田管財係員
発注担当課＝西村上下水道課長、古閑文化芸術係リーダー、
阪口地域整備係リーダー、浅田危機管理係リーダー
武田学校教育係リーダー

傍聴者 : なし

《会議の概要》

1. 開会

2. 入札及び契約手続き等の運用状況の報告について

(1) 平成28年5月1日から平成28年10月31日までに契約した工事案件について報告

- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は15件。
- ・随意契約(予定価格が130万円を超えるもの)により契約した案件は5件。

(2) 平成28年5月1日から平成28年10月31日までに行った指名停止措置状況の報告

- ・町が発注した建設工事に関する指名停止は行っていない。

(3) 平成28年5月1日から平成28年10月31日までに行った再苦情処理状況の報告

- ・該当案件なし

3. 抽出事案の審議について

(1) 審議案件

【工事希望型指名競争入札】

①天王山古戦橋道路改修工事

- ②史跡大山崎瓦窯跡環境整備工事
- ③大山崎小学校南校舎1～3階トイレ改修工事
- ④大山崎排水機場旧棟解体工事その2

【随意契約（予定価格130万円を超えるもの）】

- ⑤同報系防災行政無線整備事業
- ⑥鳥居前側溝改修工事

(2) 審議経過について

【主な質疑応答】

①天王山古戦橋道路改修工事（発注担当課：建設課）

（委員）当案件は、参加業者15者中、13者が最低制限価格での入札によって、同額となり、くじとなっている。また、資料①にある発注工事一覧表に記載されている15件の入札のうち、11件がくじとなっている。最低制限価格を事前公表している理由として、不正行為を防ぐために公表しているということは理解できるが、公正な競争という観点からこのままでよいのかと感じる。

この最低制限価格の事前公表はいつから実施しているのか。

（事務局）平成16年度から実施している。

（委員）乙訓地域の他の自治体も最低制限価格は事前公表としているのか。

（事務局）京都府内の状況としては、本町と城陽市が事前公表となっており、向日市は案件によって、事前・事後公表を併用しておられる。

（委員）このくじが多い状況として、改善に向けた検討などはされているのか。

（事務局）本町としては、入札参加業者から本町職員への最低制限価格の聞き取り行為などを防止するために事前公表としているが、くじが多い現況や他の自治体では事後公表に移っていることなどを踏まえ、最低制限価格の事後公表に向けて検討を進めているところである。

（委員）入札の際に、入札参加業者は入札書と内訳書を提出しているかと思うが、その内容はだれが確認しているのか。

(事務局) 開札の際に、入札執行担当課長である政策総務課長と、立会人として出席している発注担当課の職員で、内訳書の金額と入札書の金額について確認を行っている。

(委員) これだけ、同額による入札が多くなっているのに、内訳書の金額というか、積算が適正に行われているのかが気になるところである。

大山崎町入札監視委員会運営要綱第5条の「定例会議提出資料」の第4号に規定されている「その他委員会が必要と認める入札及び契約手続に関する運用状況資料」に基づき、入札時の内訳書の提出を求めることができるか。委員会として、こういった内訳書を提出しているのか確認をしたい。

(委員長) では次回の定例会議で、今回の案件の内訳書を検証することとするので、事務局で資料の準備をお願いしたい。

(事務局) 了解した。

(委員) 今回の案件で、失格が1者おられるが、その失格理由は。

(事務局) 内訳書の合計額と入札書記載金額が一致しなかった。事前に公表している入札実施要領の中で、有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札については無効となり、失格扱いとすると明記しているため、失格とした。

(委員) 最低制限価格を事後公表とした場合に懸念されることとして、入札参加業者からの町職員への聞き取り行為という話があったが、その他に懸念されることとしてはこういったことが考えられるか。

(事務局) 入札参加業者数が少ない中での入札の場合、全参加者が最低制限価格を下回り、入札不調となることが可能性としては考えられる。しかし、他の自治体では事後公表を実施しており、事後公表にすることで入札参加業者の積算能力の向上、育成にも繋がり、また、この委員会で頂戴したご意見等も踏まえ、前向きに検討していきたいと考えている。

②史跡大山崎瓦窯跡環境整備工事（発注担当課：生涯学習課）

(委員) 入札案件を町HPに公表してから開札までの期間としてはどの案件も同じ期間で行っているのか。予定価格の大小に関わらず、同じ期間となってい

るのか。

(事務局) 工事の入札案件は、町HPに公表してから開札までは概ね1ヶ月間のスケジュールとなっているが、予定価格が大きい案件については、小額案件より積算期間は長く設定することとしている。

(委員) この案件もくじにより落札者が決定しているが、工事完了時に、町側が求めている基準を満たした工事完了となっているか評価や確認などは行われているのか。また、行っている場合、そのデータは蓄積されているのか。

(事務局) 工事完了時には、発注者が求めている基準どおりに工事が完了しているか町職員による検査を行っており、検査不合格となった場合には、修補を受注者が行き、再度検査することとなっているが、適正に検査した結果、合格となっている。

(委員長) 成績点などは付けていないのか。

(事務局) 工事の成績評価制度は設けておらず、課題とはなっているのが現状である。

(委員) その成績評価制度を実施している自治体はどこがあるのか。

(事務局) 今手元の資料はないが、工事成績を点数化し、その評価結果を基に業者のランク分けを行い、発注する金額によって、どのランクの業者に発注するのかということを制度化している自治体はある。

(委員) その成績評価制度を設けることにより、事務量が増え、負担が掛かることになるのか。

(事務局) 各現場に行き、評価を行う作業が発生するため、今より業務が増えることにはなるが、入札参加業者の技術力の向上のため、必要な制度であるとは認識している。

(委員長) 残土の処分についての指導や、残土を有効活用していることはあるのか。コスト削減のために残土発生量を抑える取り組みや残土を再利用し、有効活用しているといった取り組みを他の自治体で聞いたことがあるが。

(担当課) 残土処分地へ適切に処分するように指導はしているが、再利用等については行っていない。

③大山崎小学校南校舎1～3階トイレ改修工事（発注担当課：学校教育課）

（委員）約4,000万円の工事で、入札参加者が3者となっているが、参加できる業者が少なかったのか。

（事務局）本案件は、本町の指名登録に建築一式工事で登録している業者が参加資格を有しており、町内業者は除いているが実績を求めている。また、地域要件として、乙訓地域に本店、支店又は営業所を有していることとしている。本町内の業者で、建築一式工事に登録されている業者数は7社となっている。向日市、長岡京市内の業者としては10社登録されている。業者数としては一定確保できているものと考えている。

（委員）今回はくじにはなっていないが、最低制限価格で入札しておけば落札できる可能性が高いということがやはり気になる。今の制度上は仕方がないことではあるが。

（委員）最低制限価格で落札されること自体は問題ないと思うが、その金額で町が求めている基準どおりの工事が適正に施工されているかという点が大事であると思う。

（委員長）このあたりは、先ほども話しがあったが、最低制限価格の公表時期の見直しや成績評価制度など制度の仕組みを町で検討していただければと思う。

④大山崎排水機場旧棟解体工事その2（発注担当課：上下水道課）

（委員）入札結果を見ると、消費税込みの最低制限価格で入札されているのではと見て取れる入札があるが、消費税抜きで入札するように事前に示しているのか。

（事務局）入札発注時に公表している入札実施要領の中で、入札書に記載する金額は、消費税抜きの金額で記載するように明記している。

（委員長）入札参加資格の実績のところ、契約金額3,000万円以上の元請としての実績を求めているが、発注金額によって実績金額は決まっているのか。

（事務局）「大山崎町構競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準」の中で、発注金額の規模によって、求める実績の金額についても定めている。

(委員長) 感覚的な話にはなるが、1億円規模の工事で、実績を求める金額が3,000万円というのが、少し差があるのではと感じた。

⑤同報系防災行政無線整備事業（発注担当課：政策総務課）

(委員) 選考委員会の委員はどのような方で構成していたのか。

(担当課) 選考委員は、副町長と部長級職員が7名、あと担当課の政策総務課長の合計9名で選考を行った。

(委員) 選考委員会の中での議論で選考されたと思うが、選考にあたっての基準は定めていたのか。

(担当課) スピーカー設置場所の計画や災害時でも通信が途切れない通信システムを採用しているか、また下請けへの地元活用など、評価項目を複数設け、プロポーザル参加者からの提案に対して評価を行った。

(委員) この選考委員会は何に基づいて設置したのか。

(担当課) 本町の場合、プロポーザル方式実施に係る規定等はないため、本案件のプロポーザルを実施するにあたり、本案件に限った選考委員会ということで決裁のうえ設置し、選考を行ったものである。

(委員) 将来的に今後もプロポーザルを実施していくのであれば、第三者から公正性が疑われないように、案件ごとに限ったものではなく、大山崎町が実施するプロポーザル方式全般の規定整備が今後必要になってくるのではと考える。

(事務局) 京都府でもプロポーザル実施マニュアルを作成されており、本町でも今後マニュアルの作成や規定の整備等を検討していきたいと考えている。

⑥鳥居前側溝改修工事（発注担当課：建設課）

(委員長) 他の案件と比べると落札率は下がっているが、その要因は何か考えられるか。開発工事と一体的に実施することで、機器のリース料や人件費の部分などで安価となったということか。

(担当課) 隣接の開発工事と一体的に実施することで、効率性が確保され、安価に繋

がったものと認識している。

(委員) 見積提出から契約締結までに時間を要しているが、その理由は。

(担当課) 1者との特命随意契約で行う案件であったため、事務処理を慎重に行い、事務処理に時間を要したこととなっている。

(3) 審議結果（まとめ）について

今回審議した6案件ともに、入札及び契約事務は適正に執行されていると考える。

4. その他

(1) 次回委員会のスケジュール

- ・事務局から次回委員会のスケジュールを確認

5. 閉 会